

報告第 2 5 号

令和元年度ふじみ野市公営企業別資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和元年度ふじみ野市公営企業別資金不足比率を監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

別紙

令和元年度ふじみ野市公営企業別資金不足比率表

特別会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
ふじみ野市水道事業会計	－	1, 5 2 7, 2 7 8 千円
ふじみ野市下水道事業会計	－	1, 1 9 9, 1 2 1 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「－」を記載している。
- 2 「備考」欄は、資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載している。



ふ 監 第 2 3 5 号
令和 2 年 8 月 4 日

ふじみ野市長 高 畑 博 様

ふじみ野市監査委員 竹 松 紘一郎

ふじみ野市監査委員 大 築 守

令和元年度ふじみ野市公営企業別資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和元年度ふじみ野市公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査をしたので、次のとおり意見書を提出します。

令和元年度ふじみ野市公営企業別資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に基づく審査

2 審査の対象

各公営企業に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点

審査に当たっては、「ふじみ野市監査基準」に準拠し、市長から審査に付された各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に置き検証を行った。

4 審査の主な実施内容

各公営企業の資金不足比率及びその算定となる資料との照合等のほか、関係職員から内容を聴取し、慎重に審査を実施した。

5 審査の場所

監査委員室、本庁舎2階A202会議室

6 審査の期間

令和2年7月20日から令和2年8月4日まで

7 審査の結果

審査に付された下記の各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され正確であると認められた。

記

(単位：%)

	公営企業の区分	令和元年度 資金不足比率	平成30年度 資金不足比率	経営健全化 基準
1	水道事業会計	—	—	20.0
2	下水道事業会計	—	—	

(注) 資金不足比率は、算定されないため「—」と表示する。